

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、全済生会労働組合神奈川県支部執行委員長案西 淳から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和 2 年 10 月 16 日にありました。

令和 2 年 10 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

2020 年度末一時金、人員の配置、労働時間に関する件

2 日時

令和 2 年 10 月 29 日以降問題解決に至るまでの期間、連日又は短時間

3 場所

次の事業場における社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会の組合員が勤務する全部又は一部の職場

事業場の名称	所在地
神奈川県病院	横浜市神奈川区富家町 6-6
東神奈川リハビリテーション病院	横浜市神奈川区西神奈川 1 丁目 13-10

4 争議行為の概要

同盟罷業および、怠業を含むあらゆる形態の争議行為を実施する。